

平成 24 年分 給与所得者の扶養控除等申告書のチェックポイント

平成 24 年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書

この申告書は、あなたの給与について配偶者控除や扶養控除、障害者控除などの控除を受けるために提出するものです。
 この申告書は、控除対象配偶者や扶養親族に該当する人がいない人も提出する必要があります。
 この申告書は、2か所以上から給与の支払を受けている場合には、そのうちの1か所にしか提出することができません。

2か所以上から給与の支払を受けている人が、他の給与の支払者に「従たる給与についての扶養控除等申告書」を提出している場合に○を付けます。

所轄税務署長等 麹町 税務署長 板橋 #区#村#長	給与の支払者の名称(氏名) 株式会社○○○○	(フリガナ) あなたの氏名 サトウカズオ 佐藤和夫	夫
	給与の支払者の所在地(住所) 東京都千代田区霞が関3-1-1	生年月日 昭和36年3月	配偶者の無 <input checked="" type="checkbox"/>
		あなたの住所又は居所 東京都板橋区大山東町35-1	無

年中途中で、控除対象配偶者や控除対象扶養親族に異動があった場合に、異動の内容を記載していますか。

あなたに控除対象配偶者や扶養親族がなく、かつ、あなた自身が障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生のいずれにも該当しない場合には、以下の各欄に記入する必要はありません。

控除対象扶養親族は、年齢16歳以上(平成9年1月1日以前生)の扶養親族ですか。

区分等	氏名	あなたとの続柄	生年月日	老人控除対象配偶者又は老人扶養親族(昭和18.1.1以前生)	特定扶養親族(平2.1.2生)	住所又は居所	平成24年所得の見積額	異動月日及び事由(平成24年中に異動があった場合に記載してください。)
対象者	佐藤洋子		昭和39.11.7			東京都板橋区大山東町35-1	350,000円	平成24.6.30退職により追加
対象者	佐藤実子		昭和2.1.19	同居・その他	○	〃	〃	平成24.4.1就職により除外
給与から控除を受ける B 控除対象扶養親族(16歳以上(平9.1.1以前生))	2	〃守子	昭和4.2.4	同居・その他	○	〃	0	
	3	〃隆雄	昭和10.5.8	同居・その他	○	〃	300,000(公的年金)	
	4	〃父	昭和10.5.8	同居・その他	○	〃		
障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生 C 右の該当する番号及び欄に○を付け、()内には該当する扶養親族の人数を記入してください。	① 障害者	区分	該当者	人	控除対象配偶者	扶養親族		
						(1人)		
						(1人)		
						(1人)		
						(1人)		
						2 寡婦		
						3 特別の寡婦		
						4 寡夫		
						5 勤労学生		

特定扶養親族は、年齢19歳以上23歳未満(平成2年1月2日～平成6年1月1日生)ですか。

控除対象配偶者、控除対象扶養親族の合計所得金額は38万円以下ですか。

※所得が給与等のみの場合には収入金額が103万円以下、公的年金等のみの場合には収入金額が158万円以下(年齢65歳未満の人は収入金額108万円以下)であるとき、合計所得金額は38万円以下になります。

老人控除対象配偶者又は老人扶養親族は、年齢70歳以上(昭和18年1月1日以前生)ですか。また、その老人扶養親族が、あなた又はあなたの配偶者の直系尊属で同居を常況としている人の場合、「同居老親等」に○を付けていますか。

障害者に該当する(人がいる)場合に記載もれはないですか。
 ※年齢16歳未満(平成9年1月2日以後生)の扶養親族も対象となります。

2～5に該当する人は、あなた本人ですか。

- 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者に該当する場合は「同居老親等」に○を付けてください。
- 控除対象扶養親族が老人扶養親族に該当する場合は「同居老親等」に○を付けてください。また、控除対象扶養親族が老人扶養親族に該当する場合は、「特定扶養親族」欄に○を付けてください。
- この申告書の記載に当たっては、裏面の「申告についてのご注意」等をお読みください。

○住民税に関する事項

(住民税に関する事項)	氏名	あなたとの続柄	生年月日	住所又は居所	平成24年中の所得の見積額	異動月日及び事由(平成24年中に異動があった場合に記載してください。)
16歳未満の扶養親族(平9.1.2以後生)	佐藤茂	子	平9.3.30	東京都板橋区大山東町35-1	0円	
	〃勝	子	平11.10.15	〃	0	

年齢16歳未満の扶養親族の合計所得金額は38万円以下ですか。

住民税に関する事項に、年齢16歳未満(平成9年1月2日以後生)の扶養親族を記載していますか。

○ 「16歳未満の扶養親族」欄は、地方税法第45条の3の2第1項及び第2項に基づき、給与の支払者を経由して市区町村長に提出しなければならないとされている給与所得者の扶養親族申告書の記載欄を兼ねています。